

6 伊特工第 4 号 伊万里特別支援学校旧教職員宿舎 4 号及び 5 号解体工事 ～工事発注共通仕様書～

1. 工事名

6 伊特工第 4 号 伊万里特別支援学校旧教職員宿舎 4 号及び 5 号解体工事

2. 工事目的

【工事目的】

本工事は佐賀県立伊万里特別支援学校旧教職員宿舎 4 号及び 5 号並びにこの付帯物の解体を目的とする。

解体に伴う発生材は適切に運搬処分を行い、解体後には砕石均しを行う。

3. 工事期間

契約締結日より令和 6 年 9 月 3 0 日（月）までとする。

4. 解体箇所

伊万里市大川地町丙 2653-1

5. 工事費内訳書作成方法について

別紙「工事設計書」を参考に作成する。

6. 工事遂行上の諸注意

- ①本工事発注共通仕様書に記載の事項及び疑義が生じた場合は、監督員と受託者が協議の上、監督員の指示に従い、工事を遂行するものとする。
- ②本工事を適正かつ円滑に実施するため、受託者は監督員と常に密接な連絡を取り、工事の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、監督員・受託者協議を行うものとする。
- ③監督員が必要と認めた時は、工事中止をすることがある。この場合の変更については、監督員・受託者協議の上、定めるものとする。
- ④工事期間とその時間については学校運営に支障が生じないように十分に監督員と協議を行うこと。

7. 図面の貸与

受託者は、本工事に必要と認められる資料については、発注者から貸与を受けるものとするが、忘失、汚損、破損等のないように取り扱いに留意し、善良な管理をもって保管しなければならない、本工事完了後は、遅延なく発注者に返却するものとする。

8. 損害に対する責任

受託者は、本工事中又は工事後といえども、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずると共に、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

9. 成果品及び提出部数

①工事写真（A 4）・・・ 1部

10. 完了検査

①受託者は完成検査を受けるに際し、完了通知書を提出の上、発注者の検査を受け、対応が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと対応を行うものとする。

②対応にかかる費用については、全て受託者の負担とする。

11. 工事完成図書等の提出先

佐賀県立伊万里特別支援学校 事務室

〒848-0023 佐賀県伊万里市大坪町丙 1427